

# 決 定 書

異議申出人

桶川市

星野 充生

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年12月1日付けで提起された令和5年11月19日執行の桶川市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、桶川市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 本件異議申出の要旨

### 1 本件異議申出の趣旨

申出人は本件選挙における当選人渡邊真代（以下「当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求めるものである。

### 2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

今回の本件選挙において、告示後の期間中、当選人の有料インターネット広告が流れていたとの情報があり、これが事実であれば、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条違反となる。

以上の理由により、調査のうえ情報が事実であった場合、当選人の当選を無効とすることを求める。

## 決定の理由

### 1 本件異議申出の受理

申出人から令和5年12月1日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なもの認め、当委員会において同月6日付けでこれを受理した。

## 2 調査の実施

実質審理にあたり、関係法令に従い、申出人に口頭意見陳述の希望及び本件異議申出の理由を裏付ける証拠書類等を有していればそれらの提出を求める文書を送付したが、口頭意見陳述の希望はなく資料の提出もなかった。

## 3 当委員会の判断

申出人は、本件選挙における当選人が行っていた選挙運動が法に違反するため、当選人の当選の効力が無効だと主張するが、仮に当該行為が罰則規定に該当する場合であっても、「その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」と判示されている（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。

また、「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」とも判示されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決）。

したがって、候補者の選挙運動の行為が法に違反することを理由とする、本件選挙における当選人の当選無効の決定については、当委員会において判断すべきものではなく、仮に法に違反するものとしても、法第251条の規定により罪を犯した刑に処せられたときにその当選人の当選は無効とするものであって、直ちに当該無効の原因となるものではない。

## 4 結論

以上のとおり、申出人の主張は認めることができないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年1月16日

桶川市選挙管理委員会  
委員長 中村 清

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（法第206条第2項）。

